

## 令和3年7月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和3年7月28日(水) 午前9時30分から午前10時53分まで  
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室  
3. 出席委員 15名

### 農業委員7名

会長 1番 山元啓嗣 会長代理 2番 石崎正彦  
3番 入木真一 4番 岡元良農夫  
5番 加藤正博 6番 郡山信敏  
7番 邊木園浩子

### 農地利用最適化推進委員8名

11番 石山浩文 12番 大迫恒作 13番 坂元朋子  
14番 酒匂清治 15番 佐藤哲夫 16番 西村正人  
17番 真方実喜男 18番 鳥集公則

## 4. 日程

### 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

議事録署名委員 4番 岡元良農夫 5番 加藤正博  
会議書記 主査 小久保隆佳

- 第2 議案第17号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。  
議案第18号 農地法第3条の規定による賃貸借権及び使用貸借権設定の許可について意見を求める。  
議案第19号 農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。  
議案第20号 農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。  
議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。  
議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。

## 5. 農業委員会事務局職員

係長 小久保洋平 主査 小久保隆佳

## 6. 会議の概要

(小久保主査) 皆さん、おはようございます。時間になりましたので、これから総会を始めさせていただきます。一同ご起立下さい。「一同、礼」。お座り下さい。

(事務局) おはようございます。本日は局長に代わりまして私の方で進めさせていただきます。今月の定例総会案件は、お手元に配布の議案書のとおり、議案第17号から議案第22号までの議案27件です。ご審議方よろしくお願い致します。総会に先立ちまして一件

修正がございますので、すみませんが宜しくお願い致します。議案書20ページをお開き下さい。議案書20ページの第6項、こちらの一番右の貸借期間の方が令和3年8月1日から令和8年7月31日までとなっております。こちらの方を令和8年のところを令和6年の方に訂正方お願い致します。貸借期間も5年から3年、こちらの方に訂正方を宜しくお願い致します。8月の定例総会は30日(月)となっております。議案審議、及び転用議案に係る現地調査は、23日(月)の予定です。8月の4条・5条に係る調査委員会は、第4調査委員会となっております。宜しくお願い致します。尚、本日は総会終了後、皆さん例年実施しております、暑い時期に大変なんですけど農地パトロールについて担当の小久保主査より説明があるところでございます。また総会に先立ちまして、先月、ご相談等があった高原の移住者向けの支援策、こちらについて担当課であります、総合政策課の正入木主事よりご説明をいただきたいと思っておりますので、今からお呼びします。また皆さん、色々農家の方から「我が子が戻ってくるけど住宅を建てられるだろうか」など相談もあろうかと思えます。実際場所によっては難しい場合もあるんですけど、建てられるところであれば町の人口が増えるという事で良い事でございます。農家の後継者であれば担い手が増えるという事で大変良い事と思っております。こういった事業等もありますのでご説明頂きますのでその内容をちょっと頭の片隅にでもいれておいて頂ければと思っております。それではよろしく申し上げます。

(総合政策課 正入木主事 町の住宅取得支援金についての説明)

(事務局) もしこういったご相談があった場合には、事業があるみたいだよという話をしていたでいて町の方に連絡してみたらという事で一言言っていただけだと思いますので、色々要件もございますので。また皆さんそういう相談があった時にはよろしくお願い致します。ありがとうございました。続きまして会長の方よりご挨拶をお願い致します。

(会長あいさつ)

(会長代理) ただいまの出席委員は、農業委員7名中7名、推進委員8名中8名であります。高原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。これより、7月の定例総会を開催致します。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(議長) それではこれより議事に入ります。まず日程第1、本日の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名してもご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(議長) それでは議事録署名委員に、4番岡元委員と5番加藤委員を指名致します。尚、本日の書記は事務局の小久保主査をお願いを致します。

(議長) 次に日程第2、議案審議に入ります。議案第17号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題とし、事務局に議案の説明をお願い致します。

(事務局) 議長、事務局。(事務局) それでは4ページをご覧ください。今回の農地法第3条による所有権移転申請件数は2件でございます。ご説明致します。第1項、譲受人 ○○

○氏 譲渡人 ○○○○氏による親子間の贈与で、畑1筆5,841㎡、調査員は入木委員です。第2項、譲受人 ○○○氏 譲渡人 ○○○○氏による親戚間の贈与で、畑1筆、1,096㎡です。調査委員は邊木園委員です。以上、受付審査の結果、譲受人の効率利用要件、常時従事要件など、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。

(議長) 本件につきましては、地元委員に現地調査を付託しておりますので、その報告を求めます。第1項については、入木委員に、第2項については邊木園委員に調査を付託しておりますので、調査内容の報告をお願い致します。それでは入木委員をお願いします。

(入木委員長) はい。3番入木が報告致します。令和3年7月27日、昨日です。午後2時から3時の間に議案第17号第1項の現地調査をしました。2時から譲渡人宅を訪問しましてその時に譲受人の娘さんの○さんも実家に来ていたので一緒に確認が取れました。申請書は議案書の5ページの航空写真をご覧ください。場所は○○○○○の手前を左に行って飼料基地のちょうど入るところがあるんですけどそこに入って、ガタガタ道なんですけど奥の方にありまして、今加工用甘藷が栽培されている状況でした。この畑の周りも奥までずっと甘藷が作付けされている状況でした。譲受人は農業用機械としてトラクターを2台、芋掘り機を2台所有されているという事でした。農作業は家族1名で経営されと書いているんですが、譲渡人であるお父さん、お母さんは元気で手伝っている模様で、従事日数も満たされていて特に問題無いと判断致しました。以上です。

(議長) ありがとうございます。続いて第2項については、邊木園委員に調査を付託しておりますのでお願い致します。

(邊木園委員長) はい。7番邊木園が報告致します。7月25日日曜日に現地と両方の方に電話で確認を致しました。航空写真は6ページです。今入木委員さんからのご報告通り満たされているので何も問題無いと思います。報告を終わります。

(議長) ありがとうございます。以上で報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。ご意見はございませんか。

(真方委員) すみません。(はい、真方委員) 17番、真方です。6ページの第2項のこの土地の道路というのはどちらですか。○○○○○○○の近くは前回邊木園さんがちょっと問題にされたところだと思いますけど、道路がどちらから入っているのかなと思ひまして。

(事務局) はい。(事務局) 真方委員のご質問にお答え致します。こちらの航空写真ちょっと薄いんですけど、家のようなものがちょうど見えると思うんですが、その横の方に道が入っております。そこから直角にグーッと曲がって行くのがここの農地に至る道というふうになっておるところでございます。以上です。

(議長) よろしいですか。それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第17号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」の第1項及び第2項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第17号第1項及び第2項については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第18号「農地法第3条の規定による賃貸借権及び使用貸借権設定の許可について意見を求める。」を議題とし、事務局に議案の説明をお願い致します。

(事務局) 議長、事務局。(事務局) 議案書の8ページ、9ページをご覧ください。今回の農地法第3条による賃貸借権及び使用貸借権設定の申請件数は1件です。ご説明致します。第1項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏による使用貸借で、田2筆、畑3筆の計5筆4,575㎡です。使用貸借期間は令和3年8月1日から令和13年7月31日までの10年間の再設定です。調査委員は、山元会長です。

(議長) 7月23日の9時から現地調査を行いました。9時に譲渡人を訪問して、譲受人に対しては電話で確認を行ったところです。申請地は議案書の10ページの航空写真をお願い致します。申請地は○○○○の周囲の田んぼでございます。5筆の田んぼですけど、譲受人は農業用機械として耕耘機だけを所有しているという状況でありましたが、地区の担い手の方に作業委託等を行ったりとかかれて、農地自体は適正に管理をされて現在米と飼料が綺麗に作ってある状況でございました。農作業は親子ですので娘さんが農業をやるという事で従事日数も既定の150日は達しているという状況でございました。地域経営体への集積等の取組にも連携を取るといふか、作業委託等を通じて地域との関係の良好とかいふふうな状況でございます。話し合い活動にも積極的に参加して協力するという事でしたので特に問題は無いと思いました。また、親子関係で貸渡人は農業者年金の関係で娘さんの方を借受人として使用貸借をするという案件でございます。以上で報告を終わります。

(議長) 暫時休憩します。

(議長) 休憩前に戻りまして審議をお願い致します。

(議長) よろしいですか。それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第18号「農地法第3条の規定による賃貸借権及び使用貸借権設定の許可について意見を求める。」の第1項に賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので議案第18号第1項については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第19号「農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題と致します。事務局、説明をお願い致します。

(事務局) 議長、事務局。(事務局) 議案書の12ページをご覧ください。今回の農地法第4条に関連する申請件数は1件でございます。ご説明申し上げます。第1項、○○○○ ○○○○ 代表取締役 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、田1筆の計2筆、2,230㎡で、選果場、倉庫、露天駐車場等を目的とした転用申請です。都市計画区域外、農業振興地域内、農用地区域外、第1種農地です。当該地については、平成20年頃から隣接するビニールハウスで収穫した農作物等の選果等を行う作業場、職員の駐車場として使用されておりましたが、今般、農業委員会の指導により追認での申請がなされたものです。尚、申請にあたっては事実申立書が添付されていることをご報告致します。以上は、農地法第4条第6項各号の不許可の要件に該当しないと思われることから、許可

相当と考えております。以上です。

(議長) 本件につきましては、第3調査委員会に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告を郡山委員長にお願い致します。

(郡山委員長) はい。6番郡山が報告致します。第4条に係る申請案件につきまして令和3年7月21日午後1時30分より私、酒匂委員、鳥集委員、役場の小久保主査によりまず調査を行いました。転用目的は、選果場、倉庫、露天駐車場であります。平成20年頃から利用されております追認案件でございます。申請地は議案書の13ページをご覧ください。施設の配置図については14ページから17ページをご覧ください。⑩と⑪が申請地でございます。農用地区域外で、第1種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響が無いことから問題の無いものと判断致しました。以上です。

(議長) ありがとうございます。随行された委員の方のご意見はございませんか。

(酒匂委員) はい。(酒匂委員) 14番酒匂です。今郡山委員の説明の如くこれに対しての許可申請にあたりまして周辺地域とか問題無いという事で確認をさせて頂きました。以上です。

(鳥集委員) はい。(鳥集委員) 18番鳥集です。私も先程郡山委員の報告通り問題は無いと思っておりました。以上です。

(議長) 以上で報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思っております。何かご意見はございませんか。

(入木委員) はい。(入木委員) これは2年か3年前に皆で見に行ったところですかね。買い手が誰かいないかと。

(議長) はい。そうです。

(議長) よろしいですか。それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第19号「農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。」の第1項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第19号第1項については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第20号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題と致します。事務局に説明をお願いします。

(事務局) 議長、事務局。(事務局) 議案第20号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」についてご説明致します。今回の農地法第5条に関連する申請件数は6件となっております。議案書の19ページ、20ページをご覧ください。第1項、譲受人 ○○○○氏と譲渡人 ○○○○氏による牛舎、農業機械倉庫等の建設を目的とした贈与で、畑1筆、601㎡、隣接地で建設済みの農業用機械倉庫の一部が当該地に掛かっており、追認申請についてもこの案件に含んでおります。又、併せて申請者より事実申立書が提出されていることを併せてご報告致します。都市計画区域外、農業振興地域内、農用地区域内農地で農業用施設用地となっております。第2項、譲受人 ○○○○氏と譲渡人 ○○○○氏による農家住宅を目的とした贈与で畑1筆、1,109

m<sup>2</sup>、都市計画区域外、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。第3項、譲受人 ○○○○ ○○○○ 代表取締役 ○○○○氏と譲渡人 ○○○○氏による資材置場を目的とした売買で畑2筆、計1, 692 m<sup>2</sup>、都市計画区域外、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地となっており、売買代金50万円です。第4項、譲受人 ○○○○○○ 代表取締役 ○○○○○○氏と譲渡人 ○○○○氏による資材置場を目的とした売買で畑1筆、562 m<sup>2</sup>、用途地域内、農業振興地域外、第3種農地となっており、売買代金は第5項と併せて400万円です。第5項、譲受人 ○○○○○○ 代表取締役 ○○○○○○氏と譲渡人 ○○○○○○氏による資材置場を目的とした売買で畑1筆、722 m<sup>2</sup>、用途地域内、農業振興地域外、第3種農地となっており、売買代金は先程の第4項と併せて400万円です。第6項、譲受人 ○○○○氏と譲渡人 ○○○○氏による露天駐車場を目的とした使用貸借で田1筆、767 m<sup>2</sup>、用途地域内、農業振興地域外、第3種農地となっており、貸借期間は先程訂正致しました通り令和3年8月1日から令和6年7月31日までの3年間となっております。以上の案件につきまして、農地法第5条第2項各号の不許可要件に該当しないと思われることから、許可相当と考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、第3調査委員会に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告を郡山委員長にお願いします。

(郡山委員長) はい。6番、郡山が報告致します。第5条案件の第1項から第6項までの調査を7月21日午後1時30分より私、酒匂委員、鳥集委員、役場の小久保主査により調査を行いました。第1項ですけど、転用目的は、牛舎、農業資材倉庫、農業機械庫でございます。平成20年頃からの追認案件となっております。申請地は議案書の21ページをご覧ください。配置図については22ページをご覧ください。申請地については道路が、上を町道が通っておりましてのり面がかかっている状態であります。農業振興地域内で農用地区域となっております。地域住民、周辺農地にも影響無く周りが自分の牛舎で何ら問題無いものと判断致しました。以上です。続きまして第2項、転用目的は農家住宅、家畜飼料用置場でございます。申請地は議案書の23ページをご覧ください。場所は旭台のあがって左手に行った所でございます。申請地は農用地区域外で第1種農地となっております。周りには住宅も無く、周辺農地にも影響が無いものと判断致します。以上です。続きまして第3項、転用目的は資材置場でございます。申請地は議案書の26ページをご覧ください。施設の配置図については27ページをご覧ください。申請地は農用地区域外で第2種農地となっております。特に問題無いものと判断を致しました。続きまして第4項と第5項は一括して説明致します。転用目的は資材置場でございます。申請地は議案書の28ページをご覧ください。○○○の倉庫の裏手側になります。配置図については29ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内用途地域で第3種農地となっております。裏側が山で周辺農地にも影響が無いことから、問題無いものと判断致しました。以上です。続きまして第6項、転用目的は駐車場でございます。申請地は議案書の30ページをご覧ください。○○○の反対側の道路に入った田んぼのところでございます。施設の配置図については31ページをご覧ください。申請地は都市計画

区域内用途地域で第3種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響が無いことから問題無いものと判断致しました。以上です。

(議長) ありがとうございます。随行された他の委員の方のご意見はございませんか。

(酒匂委員) はい。(酒匂委員) 14番、酒匂です。今郡山委員が説明をされましたが私も同行させていただいて、許可されても周辺の地域への影響、6ヶ所とも排水溝も問題が無いという事で認識しておりますので問題無いと思います。

(鳥集委員) はい。(鳥集委員) 18番、鳥集です。私も報告の通り全ての議案に問題は無かったと思います。以上です。

(議長) ありがとうございます。報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。何かございませんか。

(真方委員) よろしいですか。(真方委員) 17番、真方です。4項と5項の〇さんと〇〇さんは姉弟ということですか。親戚関係ですか。

(事務局) はい。(事務局) そこまでははっきりとは分からなのですが、今手元に登記簿の写しの方がございます。それを見る感じですね、ただ隣り合ってるだけの方々かなと思われるところです。〇さんのところの所有が元々〇さんという方なのですが、〇〇さんの方はですね、〇〇さんという方が元は持っていらっしやっみたいですね。

(真方委員) 〇さんという方が中心になってされたという事ですかね。

(事務局) もしかすると分筆もされているみたいなので、前の678-1が手元に無いものから何とも言えないところです。もしかすると都市計画道路の予定もあったのでその関係で分筆されてるのか、ちょっとはっきりそこは分からないところです。申し訳ないです。

(大迫委員) いいですか。(はい、大迫委員) 12番、大迫です。400万をまとめて書いてあるのは何か理由があるんですか。

(事務局) はい。(事務局) 申請の譲受人の方が同一人という事で同じ形で申請書の方があがってきております。ただ譲渡人の方がそれぞれですので、4項、5項というような形で今回提案をさせて頂いたところでございます。以上です。

(酒匂委員) よろしいですか。(はい、酒匂委員) 暫時休憩をしていただきたいと思います。

(議長) 暫時休憩を致します。

(議長) それでは暫時休憩前に戻りまして審議に入りたいと思います。

(真方委員) すみません。(はい、真方委員) 17番真方です。2項の住宅ですけど、こちらの図面には住宅の面積が500と書いてありますけど、分筆か何かされるという事ですか。

(事務局) はい。(事務局) 住宅としては500なんですけど、ここ自体は全て1筆宅地とするような形になります。基本的に一般住宅というのが大体500㎡というような縛りではないんですけど一応約束事みたいなものがありまして、只農家住宅については農業をされている方の住宅については概ね1,000㎡程度はOKですと。それは何故かということにあります通り、牛の飼料を置いたりとか農業用機械の倉庫を建てたりとかそういったのがありますので一応1,000㎡程度まではOKという事でここ1筆全てが宅地になる予定となっております。以上です。

(議長) よろしいですか。それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第20号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」の第1項から第6項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第20号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」第1項から6項については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」を議題と致します。事務局に説明をお願いします。

(事務局) 議長、事務局。(事務局) 議案書は33、34ページをご覧ください。今回の申請件数は3件です。ご説明致します。第1項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、2,328㎡で議案書の方には2筆載っているような形なんです。実際は1筆の土地でございます。一部上の方の528㎡、こちらが崩土しておりますまして実際作付けが出来ないような状況となっております。今現在議案書を作っている農家台帳システムの関係上こういった形での出力というふうになっております。田1筆の2,328㎡で対価総額が10万円、入木委員、石山委員のあっせんを受けております。第2項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、1,907㎡、対価総額34万4千円です。加藤委員、大迫委員のあっせんを受けております。第3項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑2筆、計1,933㎡、対価総額15万円です。西村委員、石山委員のあっせんを受けております。以上については、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) これより、審議に入ります。ご意見はございませんか。

(大迫委員) はい。(大迫委員) 暫時休憩にしてもらって皆さんの意見を聞きたいです。

(議長) 暫時休憩を致します。

(議長) それでは暫時休憩前に戻りまして審議に入りたいと思います。何かご意見はございませんか。

(議長) よろしいですか。これを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める」の第1項から第3項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第21号の第1項から第3項は、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 続きまして、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」を議題と致します。説明をお願いします。

(事務局) 議長、事務局。(事務局) 議案書は39ページをご覧ください。今回の申請件数は、14件です。第1項、借受人 ○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑5筆、



計7, 991㎡の賃貸借で賃借料は第2項と併せて年総額4万円、賃貸借期間は令和3年8月1日から令和8年7月31日までの5年間の再設定です。相続人の持ち分過半同意を得ております。第2項、借受人 ○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、705㎡、賃貸借で賃借料は第1項と併せて年総額4万円、貸借期間は令和3年8月1日から令和8年7月31日までの5年間の再設定です。第3項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で畑5筆6, 866㎡、賃貸借で賃借料は年総額4万円、貸借期間は令和3年8月1日から令和8年7月31日までの5年間の再設定です。第4項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、2, 078㎡の使用貸借で、貸借期間は令和3年8月1日から令和13年7月31日までの10年間の再設定です。第5項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑7筆、計12, 148㎡の使用貸借で、貸借期間は令和3年8月1日から令和13年7月31日までの10年間の再設定です。第6項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で田3筆、計3, 916㎡の賃貸借で、賃料は玄米30kg4俵の現物払い、貸借期間は、令和3年12月1日から令和13年11月30日までの10年間の新規設定です。第7項、借受人 ○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、3, 029㎡の賃貸借で賃料は第7項と併せて玄米30kgを10俵の現物払い、貸借期間は令和3年8月1日から令和8年7月31日までの5年間の新規設定です。第8項、借受人 ○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆1, 479㎡の賃貸借で賃料は第6項と併せて玄米30kgを10俵の現物払い、貸借期間は令和3年8月1日から令和8年7月31日までの5年間の新規設定で、相続人の持ち分過半同意を得ております。第9項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆2, 490㎡の賃貸借で賃料は年総額1万8千円、貸借期間は令和3年8月1日から令和6年7月31日までの3年間の新規設定で相続人の持ち分過半同意を得ております。第10項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で田3筆、1, 201㎡の使用貸借で貸借期間は令和3年8月1日から令和8年5月31日までの4年10ヶ月の新規設定となっております。尚、本申請は○○氏が○○氏の他の農地も貸借しており、その終期に合わせた貸借期間となっております。第11項以降は、借受人は公益社団法人 宮崎県農業振興公社 理事長 亀澤保彦氏で、貸借期間は全て令和3年9月1日から令和13年8月31日までの10年間の新規設定となっております。第11項、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、2, 786㎡の賃貸借で賃料は年額30, 670円です。相続人全員の同意を得ております。第12項、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、6, 252㎡の賃貸借で賃料は年総額62, 520円です。第13項、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田4筆 3, 191㎡の賃貸借で、賃料は年総額31, 910円です。第14項、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で田12筆、計12, 431㎡の賃貸借で、賃料は年総額186, 465円です。以上、説明致しました全ての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 事務局の説明が終わりましたので、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第

1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」第1項から第14項までの審議に入ります。何かご意見はございませんか。

(真方委員) はい。(真方委員) 17番、真方です。第1項、第2項、7項、8項ですかね、これは同じ譲受人、譲渡人ですけど項を分ける必要があるのでしょうか。

(事務局) はい。(事務局) 通常ですと同じ項で行うところですが、こちらについては同じ所有者であっても、1項については完全に相続がされていない農地となっております。相続人の過半以上の同意を得て今回の申請をあげたという形を取っております。2項については〇〇〇さんの所有地となっておりますので実際の農地の権利の状況、所有権の状況に応じて借受人と貸渡人が同一人物であってもこういう形で分けさせていただいております。以上でございます。

(議長) 他にございませんか。

(議長) よろしいですか。それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第22号第1項から第14項までについて、賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」第1項から第14項までについては承認をされました。

(会長代理) 以上で、本日提案致しました議案の審議は、全て終了致しました。これをもちまして、7月の農業委員会定例総会を閉会致します。

(小久保主査) ご起立ください。「一同、礼。」お座りください。